

下呂市監査告示 第1号

平成27年12月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

報告書提出年月日 平成27年11月26日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

平成 2 7 年度

行政監査結果報告書

「市税及び国民健康保険税の収入未済金の債権管理について」

平成 2 7 年 1 1 月

下 呂 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく一般行政事務の執行についての監査（行政監査）

2. 行政監査のテーマ

市税及び国民健康保険税の収入未済金の債権管理について

3. 監査の目的

平成26年度の一般会計決算において、自主財源で5億6,894万6,517円、特別会計決算では2億3,091万7,488円の収入未済金が生じている。このうち、市税の収入未済額は、5億3,683万1,873円、国民健康保険税の収入未済額は、1億7,641万8,462円となっている。

自治体の自主財源は、住民が納める地方税、負担金、使用料、手数料等により成り立っており、市の行政サービスを行うための財源として、また、国民健康保険については、被保険者が負担する税が保険給付を行うための主な財源となっている。これらの税の滞納は、市財政の安定的な財源確保や市民負担の公平性を欠くとともに、国民健康保険においては、その税の増額に繋がっていくことから、看過できない問題である。

そこで、事務の合規性、効率性及び有効性の観点から、これらの収入未済金の徴収事務や滞納整理事務が公正かつ適正に行われているか、また、収入未済金及び不納欠損を発生させないための取り組みが効果的に行われているか等を主眼に監査を行い、今後の適正な収入未済金の債権管理に資することを目的とする。

4. 監査の対象

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された、一般会計の市税・特別会計の国民健康保険税に関する徴収事務や滞納整理事務。

5. 監査の期間

平成27年10月8日・9日・28日

6. 監査の方法

監査の実施に当たっては、市民部税務課に対し、監査資料の提出を求め、収入に係る証拠書類、滞納整理に係る関係書類を調査するとともに、滞納整理台帳等の管理状況を確認しながら、関係職員からの事情聴取により監査を実施した。

7. 監査の着眼点

1 徴収体制や滞納防止策について

- (1) 事務処理体制は確立され、適正に機能しているか。
- (2) 滞納整理方針に基づき事務処理されているか。
- (3) 滞納整理事務の年間計画及び数値目標は妥当か。
- (4) 債務者台帳または債務者管理システムは妥当か。
- (5) 徴収事務マニュアル等が整備されているか。
- (6) 徴収事務研修は受講しているか、また、どのように活用しているか。

2 滞納整理（管理、回収）について

- (1) 督促は適切に行われているか。
- (2) 必要に応じて徴収猶予、分割納付などの措置はとられているか。
- (3) 分割納付の理由及び手続は適正か。
- (4) 滞納者に対し納付指導等を行っているか。
- (5) 滞納者との交渉経過は記録されているか。
- (6) 滞納者の実態を調査しているか。
- (7) 執行停止は適切か。
- (8) 強制徴収、強制執行は実施されているか。

3 延滞金について

- (1) 延滞金は請求しているか。
- (2) 延滞金は免除しているか。
- (3) 免除の理由は適正か。
- (4) 免除の申請書はあるか。
- (5) 申請の理由及び手続は適正か。

4 時効、不納欠損について

- (1) 時効の起算点に誤りはないか。
- (2) 時効の中断等の手続は行われているか。
- (3) 不納欠損は適切に行われ、また、その記録はあるか。

第2 監査の結果

1 徴収体制や滞納防止策について

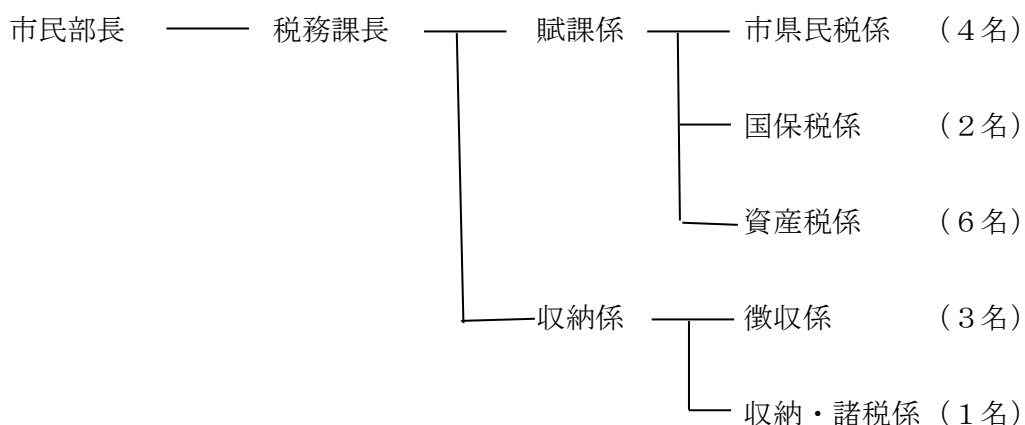
下呂市税条例では、市税として課する普通税として市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税を、また、目的税として入湯税を定めている。市税及び国民健康保険税の賦課、徴収、滞納整理等は、市民部税務課が担当している。

市税等の納付方法については、納付書払、口座振替、コンビニエンスストア・クレジットカード納付がある。

口座振替利用率は、平成27年度1期分で個人の市県民税（普通徴収）70.9%、固定資産税66.6%、軽自動車税54.8%、国民健康保険税は、平成26年度の実績で86.3%である。

また、納税義務者の利便性及び収納率を高めるため平成27年1月からコンビニエンスストア収納を行い、4月から9月末までの実績で1万2,654件、9,714万2,182円の取り扱いがあった。また、平成27年4月から県下で4番目に実施されたクレジットカード収納では、市県民税、固定資産税、軽自動車税の全期前納を対象として135件、400万300円の取り扱いがあった。

- 組織、人員について、市税等の徴収及び滞納整理に関する事務は、税務課の徴収係で行っており、その組織図は次のとおりである。（事務分掌表にて確認）



- 市税等の滞納が継続している者に対し、文書催告、電話催告、窓口指導などを継続して行い、「滞納整理計画」「滞納整理の進め方」に基づき財産調査や滞納処分を実施し、自主納税の促進や滞納整理に努めている。

○ 市の徴収指導員により、徴収事務研修、差押予定者資産調査、滞納法人臨戸催告、滞納者の差押（預金）の実務指導等が行われ成果を上げている。指導員の出務は、平成２７年度に３０回予定されている。

○ 市税及び国民健康保険税の収納状況について

平成２２年度から平成２６年度における市税及び国民健康保険税の収入調定額、収入済額、収入未済額、収納率、不納欠損額の推移は、下表のとおりである。

(単位:円)

年度	区 分		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
H 2 2	市民税	個人・現年	1,320,297,997	1,288,550,214	31,747,783	97.60	0
		個人・滞納	115,663,969	18,718,115	94,233,552	16.18	2,712,302
		法人・現年	332,640,000	331,059,900	1,580,100	99.52	0
		法人・滞納	7,840,100	982,300	6,144,800	12.53	713,000
	固定資産税	現年課税分	2,958,202,600	2,807,675,855	150,526,745	94.91	0
		滞納繰越分	369,550,446	80,541,792	281,585,528	21.79	7,423,126
		交付金	17,298,000	17,298,000	0	100.00	0
	軽自動車税	現年課税分	78,920,000	77,665,100	1,254,900	98.41	0
		滞納繰越分	3,745,854	676,500	2,936,354	18.06	133,000
	市たばこ税	現年課税分	203,055,104	203,055,104	0	100.00	0
	入湯税	現年課税分	146,647,650	144,043,300	2,604,350	98.22	0
		滞納繰越分	7,664,300	633,500	7,030,800	8.27	0
	小 計	現年課税分	5,057,061,351	4,869,347,473	187,713,878	96.29	0
		滞納繰越分	504,464,669	101,552,207	391,931,034	20.13	10,981,428
		小 計	5,561,526,020	4,970,899,680	579,644,912	89.38	10,981,428
	国保税	現年課税分	811,193,100	778,448,844	32,744,256	95.96	0
		滞納繰越分	155,115,505	22,000,647	127,786,197	14.18	5,328,661
		小 計	966,308,605	800,449,491	160,530,453	82.84	5,328,661
	合 計	現年課税分	5,868,254,451	5,647,796,317	220,458,134	96.24	0
		滞納繰越分	659,580,174	123,552,854	519,717,231	18.73	16,310,089
		合 計	6,527,834,625	5,771,349,171	740,175,365	88.41	16,310,089

年度	区 分		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
H 2 3	市民税	個人・現年	1,302,612,251	1,277,764,479	24,847,772	98.09	0
		個人・滞納	120,756,772	17,219,754	99,249,955	14.26	4,287,063
		法人・現年	268,332,600	266,684,100	1,648,500	99.39	0
		法人・滞納	7,724,900	400,000	6,949,100	5.18	375,800
	固定資産税	現年課税分	2,943,304,000	2,800,195,961	142,842,439	95.14	265,600
		滞納繰越分	432,068,473	126,180,405	294,201,186	29.20	11,686,882
		交付金	17,302,100	17,302,100	0	100.00	0
	軽自動車税	現年課税分	79,584,700	78,218,900	1,365,800	98.28	0
		滞納繰越分	4,176,854	648,600	3,266,454	15.53	261,800
	市たばこ税	現年課税分	232,897,949	232,897,949	0	100.00	0
	入湯税	現年課税分	147,959,550	146,721,600	1,237,950	99.16	0
		滞納繰越分	9,635,150	542,450	9,092,700	5.63	0
	小 計	現年課税分	4,991,993,150	4,819,785,089	171,942,461	96.55	265,600
		滞納繰越分	574,362,149	144,991,209	412,759,395	25.24	16,611,545
		小 計	5,566,355,299	4,964,776,298	584,701,856	89.19	16,877,145
	国保税	現年課税分	890,878,000	851,665,469	39,212,531	95.60	0
		滞納繰越分	159,737,453	21,465,020	127,417,695	13.44	10,854,738
		小 計	1,050,615,453	873,130,489	166,630,226	83.11	10,854,738
	合 計	現年課税分	5,882,871,150	5,671,450,558	211,154,992	96.41	265,600
		滞納繰越分	734,099,602	166,456,229	540,177,090	22.67	27,466,283
		合 計	6,616,970,752	5,837,906,787	751,332,082	88.23	27,731,883
H 2 4	市民税	個人・現年	1,314,208,184	1,292,689,991	21,518,193	98.36	0
		個人・滞納	123,679,987	18,733,574	97,862,424	15.15	7,083,989
		法人・現年	249,733,700	248,452,300	1,281,400	99.49	0
		法人・滞納	8,597,600	392,600	7,491,700	4.57	713,300
	固定資産税	現年課税分	2,763,732,100	2,607,724,552	155,700,548	94.36	307,000
		滞納繰越分	436,816,225	76,257,756	350,728,887	17.46	9,829,582
		交付金	17,732,900	17,732,900	0	100.00	0
	軽自動車税	現年課税分	80,288,000	79,032,800	1,255,200	98.44	0
		滞納繰越分	4,624,254	850,800	3,382,654	18.40	390,800
	市たばこ税	現年課税分	228,008,594	228,008,594	0	100.00	0
	入湯税	現年課税分	151,626,450	150,499,500	1,126,950	99.26	0
		滞納繰越分	10,330,650	1,164,300	9,117,450	11.27	48,900
	小 計	現年課税分	4,805,329,928	4,624,140,637	180,882,291	96.23	307,000
		滞納繰越分	584,048,716	97,399,030	468,583,115	16.68	18,066,571
		小 計	5,389,378,644	4,721,539,667	649,465,406	87.61	18,373,571

年度	区 分		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
H 2 4	国保税	現年課税分	1,055,029,800	1,003,287,902	51,741,898	95.10	0
		滞納繰越分	164,644,026	28,624,223	118,043,128	17.39	17,976,675
		小 計	1,219,673,826	1,031,912,125	169,785,026	84.61	17,976,675
	合 計	現年課税分	5,860,359,728	5,627,428,539	232,624,189	96.03	307,000
		滞納繰越分	748,692,742	126,023,253	586,626,243	16.83	36,043,246
		合 計	6,609,052,470	5,753,451,792	819,250,432	87.05	36,350,246
H 2 5	市民税	個人・現年	1,295,791,858	1,274,779,329	21,012,529	98.38	0
		個人・滞納	115,385,029	17,192,199	90,687,953	14.90	7,504,877
		法人・現年	237,516,200	236,167,958	1,348,242	99.43	0
		法人・滞納	8,734,500	717,257	7,967,243	8.21	50,000
	固定資産税	現年課税分	2,770,429,800	2,640,057,061	124,639,139	95.29	5,733,600
		滞納繰越分	506,289,535	120,243,985	346,226,061	23.75	39,819,489
		交付金	16,428,100	16,428,100	0	100.00	0
	軽自動車税	現年課税分	80,861,900	79,725,900	1,136,000	98.60	0
		滞納繰越分	4,607,454	919,678	3,346,176	19.96	341,600
	市たばこ税	現年課税分	257,104,986	257,104,986	0	100.00	0
	入湯税	現年課税分	153,701,850	151,612,500	2,089,350	98.64	0
		滞納繰越分	10,244,400	1,336,700	6,756,250	13.05	2,151,450
	小 計	現年課税分	4,811,834,694	4,655,875,834	150,225,260	96.76	5,733,600
		滞納繰越分	645,260,918	140,409,819	454,983,683	21.76	49,867,416
		小 計	5,457,095,612	4,796,285,653	605,208,943	87.89	55,601,016
	国保税	現年課税分	970,286,200	922,609,068	47,677,132	95.09	0
		滞納繰越分	168,647,726	36,435,298	124,472,239	21.60	7,740,189
		小 計	1,138,933,926	959,044,366	172,149,371	84.21	7,740,189
	合 計	現年課税分	5,782,120,894	5,578,484,902	197,902,392	96.48	5,733,600
		滞納繰越分	813,908,644	176,845,117	579,455,922	21.73	57,607,605
		合 計	6,596,029,538	5,755,330,019	777,358,314	87.25	63,341,205
H 2 6	市民税	個人・現年	1,297,691,980	1,278,384,921	19,307,059	98.51	0
		個人・滞納	111,387,190	14,674,391	86,131,403	13.17	10,581,396
		法人・現年	228,153,800	226,670,600	1,483,200	99.35	0
		法人・滞納	9,315,485	314,000	6,135,185	3.37	2,866,300
	固定資産税	現年課税分	2,739,323,000	2,668,724,592	68,194,204	97.42	2,404,204
		滞納繰越分	470,923,300	94,382,417	345,401,896	20.04	31,138,987
		交付金	16,979,500	16,979,500	0	100.00	0
	軽自動車税	現年課税分	81,826,400	80,506,000	1,320,400	98.39	0
		滞納繰越分	4,474,976	751,600	3,384,476	16.80	338,900
	市たばこ税	現年課税分	240,923,360	240,923,360	0	100.00	0

年度	区 分		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率	不納欠損額
H 2 6	入湯税	現年課税分	146,438,250	145,115,250	1,323,000	99.10	0
		滞納繰越分	8,845,600	1,365,250	4,151,050	15.43	3,329,300
	小 計	現年課税分	4,751,336,290	4,657,304,223	91,627,863	98.02	2,404,204
		滞納繰越分	604,946,551	111,487,658	445,204,010	18.43	48,254,883
		小 計	5,356,282,841	4,768,791,881	536,831,873	89.03	50,659,087
	国保税	現年課税分	912,502,600	865,953,139	46,549,461	94.90	0
		滞納繰越分	170,692,871	33,589,283	129,869,001	19.68	7,234,587
		小 計	1,083,195,471	899,542,422	176,418,462	83.05	7,234,587
	合 計	現年課税分	5,663,838,890	5,523,257,362	138,177,324	97.52	2,404,204
		滞納繰越分	775,639,422	145,076,941	575,073,011	18.70	55,489,470
		合 計	6,439,478,312	5,668,334,303	713,250,335	88.02	57,893,674

○ 市税及び国民健康保険税の滞納整理の状況について

平成22年度から平成26年度における市税及び国民健康保険税の滞納整理に関する督促状の発送状況、催告業務の状況は、下表のとおりである。

(1) 督促状発送状況

(単位: 件・千円)

年 度 \ 区 分		市県民税 普通徴収	市県民税 特別徴収	法 人 市民税	固 定 資産税	軽自動 車 税	入湯税	計	国民健康 保険税
平成22年度	件数	3,486	205	76	5,554	1,453	104	10,878	5,320
	金額	89,307	-	4,298	219,892	7,948	3,415	324,860	63,055
平成23年度	件数	3,176	42	60	5,748	1,514	104	10,644	5,216
	金額	71,616	-	3,848	231,256	8,526	3,514	318,760	69,875
平成24年度	件数	3,034	226	55	5,165	1,495	97	10,072	5,369
	金額	71,969	9,790	2,947	201,249	8,211	3,084	297,250	91,643
平成25年度	件数	3,040	190	44	5,040	1,458	127	9,899	4,607
	金額	100,011	10,214	2,419	192,599	8,197	3,891	317,331	77,201
平成26年度	件数	2,862	257	55	4,909	1,452	110	9,645	4,654
	金額	65,375	11,392	3,207	141,593	8,041	3,215	232,823	79,641

(注 平成22・23年度の金額の計は、市県民税特別徴収分を除く)

(2) 催告業務の状況

(単位:件)

年 度	文書催告	架電催告	臨戸催告	来庁相談	調 査	合 計	備 考
平成22年度	4,479	953	473	1,272	1,424	8,601	
平成23年度	3,989	604	150	1,234	1,202	7,179	
平成24年度	4,744	615	117	1,634	1,479	8,589	
平成25年度	4,596	866	71	2,086	2,130	9,749	
平成26年度	4,503	914	59	1,948	1,652	9,076	

○ 市税及び国民健康保険税の滞納処分について

平成22年度から平成26年度における市税及び国民健康保険税の滞納処分に関する差押（参加差押含む）、交付要求、滞納処分の執行停止、不納欠損処分の状況は、下表のとおりである。

(1) 差押（参加差押含む）

(単位:件・千円)

年度	区 分	債 権 等	そ の 他	合計	備 考
22	差押件数	預金53、還付金20、年金1、貸地1	不動産7	82	解除1件
	換価件数	預金53、還付金20、年金1、貸地1		55	
	換価収入	預金2,657、還付金459、年金180、貸地550		3,846	
23	差押件数	預金16、還付金19、年金1、報酬1	不動産1（参加差押）	38	解除12件
	換価件数	預金16、還付金19、年金5、報酬8		48	
	換価収入	預金551、還付金510、年金133、債権163		1,358	
24	差押件数	預金36、還付金29、給与1、売掛金7、残余金1	不動産2	76	解除12件
	換価件数	預金36、還付金29、給与1、売掛金7、残余金1	不動産1（H22差押分）	75	
	換価収入	預金2,596、還付金742、給与134、 売掛金1,287、残余金49 計4,809	土地・家屋8,588	13,397	
25	差押件数	預金111、還付金37、報酬3、残余金1	不動産2	154	解除5件
	換価件数	預金111、還付金37、報酬3、残余金1		152	
	換価収入	預金7,349、還付金1,213、報酬68、残余金26		8,656	
26	差押件数	預金39、還付金36	不動産2	77	解除2件
	換価件数	預金38、還付金35、報酬14		87	
	換価収入	預金1,727、還付金1,473、報酬234		3,434	

(2) 交付要求

(単位: 件・千円)

年度	区 分	担保競売事件		破産申立事件		強制競売事件		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
22	滞 納	16	6,632	20	5,322	1	2,232	37	14,186
	配 当	0	0	7	1,553	0	0	7	1,553
23	滞 納	11	12,020	11	36,795	1	1,096	23	49,911
	配 当	0	0	7	963	0	0	7	963
24	滞 納	11	4,244	28	21,749	1	1,024	40	27,017
	配 当	0	0	11	2,644	0	0	11	2,644
25	滞 納	9	17,624	31	16,775	1	320	41	34,719
	配 当	1	66	15	8,466	0	0	16	8,532
26	滞 納	4	13,921	17	16,773	1	150	22	30,844
	配 当	0	0	15	7,070	0	0	15	7,070

(3) 滞納処分の執行停止

(単位: 件・千円)

年度	法第15条の7第1項 第 1 号		法第15条の7第1項 第 2 号		法第15条の7第1項 第 3 号		合 計		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
22	-	-	-	-	-	-	96	22,703	
23	20	14,382	17	2,271	24	7,339	61	23,992	
24	12	2,974	3	436	13	1,206	28	4,616	
25	8	36,817	18	1,683	2	48	28	38,548	
26	32	30,387	12	1,921	3	1,372	47	33,680	

◇ 第1号 滞納処分をすることができる財産がないとき

◇ 第2号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

◇ 第3号 その所在および滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

(4) 不納欠損処分

(単位: 件・千円)

年度	法第15条の7第4項 (執行停止後3年)		法第15条の7第5項 (即時消滅)		法第18条第1項 (時 効)		合 計		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
22	84	11,404	5	1,517	59	3,389	148	16,310	
23	140	16,158	14	7,809	84	3,765	238	27,732	
24	165	19,110	15	1,497	172	15,744	352	36,350	
25	111	16,898	6	35,753	205	10,691	322	63,341	
26	67	13,079	18	24,048	314	20,766	399	57,894	

※金額は県民税分を除く。

■ 地方税法第15条の7第4項【執行停止後3年】

執行停止（滞納処分の停止）が3年継続した場合は納税義務が消滅する。

■ 地方税法第15条の7第5項【執行停止後即時消滅】

財産がないため執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかな場合は、直ちに徴収金の納税義務を消滅させることができる。

■ 地方税法第18条第1項【時効】

法定納期限の翌日から起算して5年間、時効の中断事由がない場合、納税義務が消滅する。

○ 滞納整理方針及び滞納整理事務の年間計画及び数値目標は、「平成27年度滞整理計画」を策定し事務処理が行われている。市税の基本目標の収納率は、前年度決算及び過去5年平均の収納率を考慮し設定され、「市税現年度課税分の収納率98%台を維持する」として、目標値98.00%（市税現年度分）が、平成26年度を下回らないという数値で設定されている。

○ 債権管理については、総合行政情報システムの滞納管理支援システムにより行われ、債務者（滞納者）は、10月1日現在2,827人となっている。

○ 徴収事務については、「滞納整理の進め方」（平成27年4月）により行われている。

○ 徴収事務研修については、初任者が市の徴収指導員による基礎研修2回、県主催の「徴収事務初任者研修（2日間）」1回、「地方税制総則」及び「搜索」をテーマとした研修にそれぞれ1回参加している。また、飛騨県税事務所に6月から11月までの6ヵ月間担当職員1名を派遣し、実務が行われている。

2 滞納整理（管理、回収）について

○ 督促状は、滞納管理支援システムにより、納付期限から20日以内に発送されている。4月から8月末納期分については、6,994件の督促状が発送されている。

○ 滞納者に対しては納税相談を行い、状況によっては「納税誓約書」により分割納付が行われている。なお、4月から9月末までに149件の誓約書が提出されている。

- 滞納者との交渉経過については、「経過記録書」を作成して個々の管理を行い、「滞納整理復命書」により各振興事務所取り扱い分も含めて把握されている。
- 折衝できない滞納者については、財産調査を行い、状況によっては預貯金の差押等が行われている。平成27年9月末現在の滞納処分は、10件（預金9件、賃料1件）となっている。
- 執行停止については、平成27年9月末現在で地方税法第15条の7第1項第1号が3件、同第2号が4件となっている。

3 延滞金について

- 延滞金は、滞納管理支援システムで計算し請求している。
- 延滞金の免除については、「下呂市税の延滞金減免に関する規定」により、「下呂市延滞金減免申請書」を作成し適正に処理されている。9月までに2件免除している。

4 時効、不納欠損について

- 時効の中断は、国税の時効中断措置確認事務参考資料に基づき行われている。
- 不納欠損は、滞納管理支援システムで随時管理されているが、会計規則に基づき3月31日付けで「不納欠損処分について」市長の決裁がなされ、「不納欠損処分通知書」が会計管理者に報告されている。

第3 監査意見

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項については検討、または所要の措置を講じてください。

1 組織、人員について

〈現状と背景〉

(1) 催告業務

催告業務件数の過去5年間の推移をみると、特徴的なものは臨戸催告で、平成22年度の473件が漸減し、平成26年度は59件で法人を中心に行われている。その一方で来庁相談が増加傾向にある。また、市外滞納者の臨戸催告は行われていない。

なお、市外滞納者の平成27年度への市税滞納繰越額は5,096万2,675円となっており、全体の9.5%にあたる。

(2) 滞納処分

不動産の差押は、換価までの事務手続きが煩雑になることや、費用対効果、地価の下落等の理由により積極的には取り組まれていない。また、インターネット公売は近年行われていない。

(3) 職員

徴収係の3名は、所得税確定申告、住民税申告の受付業務を兼務している。また、徴収係3名のうち1名は、6月から11月まで地方税法第48条に基づく直接徴収制度を活用した県との協働により県税事務所へ派遣されており、個人住民税の滞納処分や徴収ノウハウの習得を行っている。

(4) 滞納件数

平成27年5月31日現在の滞納件数は、市税2,042件、国民健康保険税609件、あわせて2,651件となっている。また、平成27年10月6日現在の現年分（9月末納期分は除く）、繰越分あわせた市税と国民健康保険税の滞納者数は2,827人で、徴収職員一人当たりの滞納者数は942人となっている。こうした状況から、困難事案の継続的な折衝など、十分な折衝は困難と思われる。

このような現状から、滞納者と折衝し納税の理解を求めるため、臨戸催告の強化を図る必要があると思われます。また、長期間折衝していない困難事案の対応や滞納処分の取り組みの強化、職員の徴収ノウハウの蓄積を図ることは重要と考えます。そのため、職員数の制約はありますが、徴収担当職員の増員や、事務の効率化を図るための収納事

務の一元化について、これまでも決算審査等で意見を述べてきたところですが、検討されるよう改めて要望します。

2 納付機会の拡大について

コンビニエンスストア納付は平成27年1月に導入され、4月から9月末までの市税と国民健康保険税の取扱件数は1万2,654件で、続いて4月に導入されたクレジットカード納付は、4月から6月までの市税全期前納分取扱件数は135件となっており、納付機会が拡大されたことは評価するものです。

今後さらに、支払方法の多様化の流れに即応するため、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用したペイジー収納の導入についても検討してください。

3 納税者来庁相談時のプライバシー保護について

平成26年度中に行われた催告業務のうち、納税者来庁相談は1,948件にも及び、文書催告に次いで多い件数となっており、この来庁相談は、住民相談室やパーテーションで仕切られた税務課カウンターにおいて行われています。しかしながら、監査時には住民相談室が特定の事務で長期間にわたって使用され、本来の目的で使用するできない状態となっていました。

庁舎施設が狭隘なことから苦労の様子が窺えますが、工夫して、納税者のプライバシーが確実に保たれるよう改善してください。

4 延滞金について

確定した延滞金の調定は、下呂市会計規則第4条第2項の規定により収納後となっており、納税者個々の延滞金の額は、総合行政情報システム(滞納整理支援システム)により把握されていますが総額等は把握されていません。今後、適正な債権の管理回収や財政運営の上で、発生している延滞金の総額と収納状況を定期的に把握することは必要と考えます。

5 不納欠損処分について

債務者が過去に死亡し、相続放棄により相続人がいない多額の滞納金について、平成26年度に地方税法第15条の7第4項により不納欠損処分されていました。しかしながら、以前に十分な調査を行っていれば地方税法第15条の7第5項(納税義務の即時消滅)により、少なくとも3年以上前に不納欠損処分ができたと思われ、収入未済額が縮減されることになります。税負担の公平性、平等性の観点から、不納欠損処分には慎重を期さなければなりません。明らかに納税義務が消滅している債権については早期に整理することが望まれることから、他にもこうした事例がないか調査し、適正な事務処理を行ってください。

6 徴収ノウハウの蓄積について

徴収事務は高い専門性が求められることから、市の徴収指導員や県等による研修をはじめとして、各種の初任者研修、実務研修の取り組みが行われています。また、総務省自治大学校（税務専門課程徴収事務コース）での受講も行われており評価するものです。

徴収ノウハウの蓄積を図るため、引き続き積極的な研修の取り組みを要望するとともに、専門研修を受けた職員の税務在職期間が短期間とならないような配慮を、あわせて要望します。

最後に

第3次下呂市行政改革実施計画の基本方針Ⅰ「持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革」、7「自主財源の確保」では、①税務に関する職員の育成②効率的・効果的な滞納整理体制の構築③便利な納付方法の検討などが挙げられています。

税務課の「滞納整理計画」では、収納率の目標を定め徴収の努力がされていますが、「入りを計りて、出を制す」という理念のもとで行財政改革の取り組みが行われるのであれば、行政改革実施計画の実施項目に、市税をはじめとする、すべての債権の「収納率向上」について実施目標等を掲げる必要があるのではないのでしょうか。